学校設置手続き

時期		申請者	県	備考
前々年度		相談		
	(期限) 11／30	事業計画書提出		＊ 添付書類 ・ 設置趣意書　・ 学則 ・ 設置に要する経費の見積及び資金計画書 ・ 負債償還計画書 ・ 総定員充足までの収支計算書 ・ 生徒納付金内訳表　・給与等内訳表 ・ 生徒募集見込説明書　・学級編成表 ・ 教職員編成表　・施設の概要 ・ 学校の位置図　・校地の状況を明らかにする図面 ・ 校舎等の配置図　・校舎の平面図
			書類審査	＊ 申請者から提出された事業計画書に基づき、県が審査する。
	2月頃		私学審議会 事業計画適否通知	＊ 事業計画の適否について、県は私学審議会に協議する。 ＊ 私学審議会の報告を受け、県は申請者に事業計画の適否を通知する。
前年度		○適当と認められた場合 校舎建設着工	PR活動開始可 (「事業計画中」と表示すること)	
	(期限) 10／31	認可申請書提出		＊ 添付書類 ・ 設置趣意書　・学則 ・ 設置に要する経費の見積及び資金計画書 ・ 金融機関の残高証明書　・借用証書 ・ 金融機関の償還表 ・ 総定員充足までの収支計算書 ・ 生徒納付金内訳表　・給与等内訳表 ・ 生徒募集見込説明書　・学級編成表 ・ 教職員編成表　・教職員名簿 ・ 教職員の履歴書　・教職員の就任承諾書 ・ 教職員の免許状の写し　・施設の概要 ・ 学校の位置図　・校地の状況を明らかにする図面 ・ 校舎等の配置図　・校舎の平面図 ・ 校具及び教具の明細表 ・ 校地等の権利関係を証する書類
		工事完了	審査(現地調査)	
	2月頃		私学審議会 認可書交付	＊ 認可の適否について、県は私学審議会に諮問する。 ＊ 私学審議会の答申を受け、県は認可の適否を判断し、申請者に認可書を交付する。
4／1		施行(開校)		